

税のお知らせ

12月の納税等

- 固定資産税／第3期
- 国民健康保険税／第6期
- 後期高齢者医療保険料／第6期
- 保育料／12月分
- 納期限／12月25日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-L・QRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジツト納付)を利用して納付が可能です。また、e-L・QRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替の利用もできます。

土地・家屋の異動届けをお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。本年中に土地の現況地目が変わったり、家屋が取り壊された場合には**早急に届出をお願いします**。届出がないと、変更となることがや取り壊されていることがわからず、翌年度以降も変更・滅失前そのまま課税されることがありますので、ご注意ください。

●登記のある家屋の所有者変更や取り壊し

◎土地の所有者変更や分筆等した場合
移転登記をしてください。

◎登記をしている家屋の所有者変更や取り壊しをした場合
移転または滅失登記をしてください。

◎法人登記の所在地を変更した場合

法人登記を変更しても、固定資産税の送付先は変更されませんので、不動産登記の所在地も変更してください。

●問合せ先

津島法務局
☎2612423

●登記をしていない家屋の所有者変更や取り壊し

◎所有者を変更した場合
「未登記家屋所有者変更申請書」を提出してください。

■必要書類

- 未登記家屋所有者変更申請書(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて入手できます。)
- 売買契約書または遺産分割協議書の写し
- 関係者全員の印鑑証明書の写し

◎取り壊しをした場合

「建物滅失届」を提出してください。
■必要書類

- 建物滅失届(税務課窓口または村公式ホームページ↓暮らし↓税金↓固定資産税にて様式を入手できます。)
- 建物取り壊しの契約書の写し
- 解体業者の取り壊し証明書
- 建物が存在したことが分かる写真および建物が滅失したことが分かる写真

●問合せ先

総務部税務課



警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和5年10月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
10月	1	0	0	0	0
1~10月	1	0	0	0	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
10月	1	2	2	0	0
1~10月	1	3	4	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
10月	0	0	0	0	
1~10月	3	0	0	0	